

以下のQ & Aは厚生労働省からの通知（平成 27 年 2 月 12 日付老発 0212 第 2 号）に基づき示しています。

申込に関するQ & A

【実務経験証明書について】

Q 1 以前に長野県で受験した経験がありますが、実務経験証明書は省略できますか。

A…本年度は受験資格の要件が変わることから、審査の必要上実務経験証明書を含む申込書類の省略はできません（ただし、在職証明書は実務経験証明書の内容によっては省略できる場合を除きます）。5～6 ページの5（3）の提出書類をよく読み、必要な書類を申込期間内まで（6/29（金））にご提出ください。

Q 2 勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすれば良いですか。

A……引継先で過去の経験が証明できる場合がありますのでまずは引継先へご相談下さい。証明できなかった場合は、年金記録・雇用保険受給証明書・給与明細等、実務経験期間が客観的に証明できる書類を探して提出してください。従事日数は資格審査の段階で確定可能か判断します。

Q 3 資格取得前と後では実務経験コードが変わりますが、実務経験証明書はどのように記入すれば良いですか。

A……変更前と変更後を分けてそれぞれ記入してください。

Q 4 個人で開業しています。実務経験証明書の証明はどうすれば良いですか。

A……証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて保健所等が発行する開業許可書、開設届出書等の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と受験者が同一の場合は、都道府県知事・市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

Q 5 事業所に実務経験証明書を送って証明してもらおうのですが、氏名欄や業務内容欄等分かる範囲は自分で記入した上で証明印をもらえばいいですか。

A……個人開業等、申込書と証明者が同一の場合を除いて、申込者が実務経験証明書を自書した場合は無効となります。すべてを証明者に記入してもらおうよう依頼してください

【受験申込書について】

Q 1 9月1日に転居します。受験申込書の住所はどうしたら良いでしょうか。

A……申込書には申込時点での住所を記入し、受験票（様式1の2）のみ転居後の住所で記入してください。申込書に付箋を貼り「〇月〇日より転居」と書いておいてください。なお、転居後に申込書記載事項変更届（様式8）と住民票を提出してください。

Q 2 事業所の名称が新しくなりましたが、旧名称で書くべきでしょうか。

A……新しい名称で記入していただいても構わないのですが、確認できない場合がありますので、事業所名の欄に新事業所名称を書き、括弧書きで（旧名称：）というようにご記入ください。

【在職証明書について】

Q 1 7月5日に退職します。在職証明書を提出しなくては行けませんか。

A……申込時点で在職しているのであれば、在職証明書を提出していただきます。

Q 2 在職証明書の提出は省略できますか。

A……実務経験証明書を提出することで、申込み開始日（平成30年6月1日）以降の日までの当該事業所での在職が確認できる場合は、提出していただくなくて結構です。

Q 3 育児休暇中ですが、在職証明書と住民票のどちらが必要になりますか。

A……勤務先に籍があるので、在職証明書が必要です。

【資格登録証について】

Q 1 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込期日までに間に合いません。どうしたら良いですか。

A……再発行申請書の写し等、再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。なお、試験は見込み受験となりますので、登録証が届き次第、登録証の写しを提出してください。提出期限までに書類の提出が無かった場合、試験は無効となりますので、ご注意ください。
提出期限は平成30年10月24日（水）＜必着＞です。

Q 2 姓が変更になりましたが、登録証の姓を変更していません。

A……婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本の^{しょうほん}原本を添付してください。

【実務経験に関する事項】

- ◆ 1 いずれの受験資格においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本業務として明確に位置づけられていることが必要です。必ず各コード表にてご確認ください。
- ◆ 2 別表コード表に掲げる国家資格を所持していたとしても、教育業務、研究業務、事務、営業など、要援護者に対する直接的な対人援助を行っていない期間は、実務経験期間に含まれません。

Q 1 受験申込にあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか。

A……受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出していただければ、すべての実務経験を申告する必要はありません。

Q 2 私は訪問介護事業所で介護福祉士として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によっては身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

A……上記◆ 1 の考えから、このケースの場合、介護福祉士として実務経験に算入できるのは、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合にのみ、算入できます。

Q 3 私は介護施設で介護福祉士の資格を取得して 5 年以上生活相談員として勤務しています。現場では身体介護も行っていますが、この場合は実務経験として算入できますか。

A……本ケースの場合、別紙 B に掲げる生活相談員として実務経験として算入できるかの判断になりますので、別紙 B より該当となるかご確認ください。
また、介護福祉士として従事していたかどうかの判断については、「要援護者に対する対人の直接的な援助業務が本来の主たる業務として明確に位置づけられているか」と、客観的に確認できる業務報告書等の資料により証明される場合に限られ、証明ができた場合は実務経験と従事日数が条件に合っているかを確認し、受験資格があるかどうか判断することとなります。

Q 4 薬剤師として薬局で薬の販売をしています。受験資格はありますか。

A……薬局での処方箋による薬事指導を行う者は対象になります。ただし、薬局でも化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合、製薬会社のセールスマン、薬品会社での商品開発等の研究者、研究機関での検査業務、食品会社等における商品開発等の研究職は、上記◆1及び2より、対象外と判断されます。

【実務の期間について】

Q 1 看護師として病院で4年間働いた実績があります。現在は、市の介護保険認定員として1年以上働いていますが、通算5年以上とみなされますか。

A……介護保険の認定調査員は該当業務ではありません。従って実務に算入できるのは、看護師としての国家資格に基づく業務の4年だけです。

Q 2 老人デイサービスセンターの生活相談員をしています。この場合、【別紙B04】介護老人福祉施設の生活相談員に該当しますか。

A……【別紙B04】には該当しません。
社会福祉士等国家資格を取得し登録してから5年以上900日以上が実務の対象となります。

Q 3 特別養護老人ホームで身体介護業務に5年以上かつ900日以上従事しています。はじめは無資格で、その後介護職員初任者研修課程を修了し、2年前に介護福祉士に合格し登録しました。受験資格はありますか。

A……介護福祉士登録以前の介護業務については、実務に算入することができないため、受験資格はありません。設問の場合、介護福祉士登録以降は、介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務と認められますが、実務経験が不足しています。 ※介護福祉士として実務経験に算入できるのは、介護福祉士の資格取得登録以降の5年以上かつ900日以上の実務経験が必要です。

Q 4 今勤めている施設には3月1日付で立ち上げの時から介護福祉士資格を持ち介護職員として雇用され準備をしてきました。介護保険の指定年月日5月1日に開設となり、利用者さんの入所が始まりました。業務期間は3月1日からですか。

A……実務の対象となるのは、要援護者に対する直接的な援助業務の期間です。従って実務に算入できるのは、5月1日からです。ただし、相談援助業務の場合は、開設前でも利用者の方と入所に係る相談業務を実施していれば、期間に算入できます。 ※相談援助業務（別紙B）と社会福祉士として入所施設等の相談業務に従事している場合です。

Q 5 3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、業務期間は1か月未満を切り捨ててあるので、通算すると4年11か月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。

A…… 業務期間で1か月未満切り捨て日数については、合計して30日あれば1か月とみなします。従って、3か所の業務期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます